

Title	「白石建議 四」付注
Sub Title	ARAI Hakuseki's Hakuseki Kengi 4
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2014
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.107, No.1 (2014. 4) ,p.71- 93
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20140401-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



「白石建議 四」付注

寺 出 道 雄

はじめに

本稿では、前稿の「白石建議 七」につづいて、「白石建議 四」（上巻）、すなわち「改貨議」の前半部分への付注をおこなう。「改貨議」は、新井白石の経済論の代表的な著作であると同時に、量的にももっとも長い。「改貨議」によって彼の経済論の主要部分を知ることが出来るように思われる。興味深いことは、そこでは、彼の経済学（経済政策論）方法論が語られていることである。それが、彼の経済学（経済政策論）における、あるべき「算術」利用についての見解ともなっていることは、注目すべきであろう。

白石は、『折りたく柴の記』で、「改貨議」について、次のように述べている。

「我議には、まづこれらの説——貨幣制度の改革をめぐる諸説（引用者）——あらぬ事共なるいはれをことごとくに弁じ明らめて、次に、我行ふべしと思ふ所を議し、次には其法をしるして、すべて三冊の書にはなしたる也。」（『折りたく柴の記』 pp.344-345.）

すなわち、白石は、まず、改貨に関する他説を批判（「建議 四」）し、次に、彼自身の政策（「建議 五」）を述べ、さらに、その具体的な方策（「建

議 八」）を提示する、としているのである。

「建議 四」の位置は、以上から明らかであろう。

本文紹介にあたっての「凡例」は、前稿と同じなので繰り返さない。

白石建議 四（上巻）*

(1) 近世以来、天下の財用通じ行はれ難く、(2) 万物の

(3) 価年々に高くなり来り、公私の難儀に及び候事、(4) 世の人論じ申す所皆く、(5) 金銀の品下り候故により候由、申し沙汰し候。近世に及び、(6) 金銀の法、頻に(6) 変じ候事におゐては、古今の間いまだ承及び

* 「これは天下後世の大患を救はるべき事なれば、「前代の御為にも、当代の御為にも、吾いかにもして此事をば申行ひてむ」と、心一つにおもひきはめて、此年六月、改貨議三冊をしるして、詮房朝臣にまゐらせて、我思ふ所をも聞えたりけり。」（『折りたく柴の記』 p.339.）

「前代」とは、6代将軍・家宣。「当代」とは、7代将軍・家継。「此年六月」とは、1713（正徳3）年6月。「詮房朝臣」とは、側用人の間部詮房。

「改貨議三冊」とあるが、全集本では上下2冊と「別記」。

- (1) 近年来。ただし、「元禄以来」のことを指すから、今日の「近年」よりはやや広い。
- (2) 財・貨幣の流通が円滑でなく。
- (3) 物価。
- (4) 幕府および民間の困難。
- (5) 元禄・宝永期に金・銀貨の品位が低下したこと。以下の、表1・表2（再出）を参照。

表1 金貨（小判）の品位・重量の変遷

	金 (%)	銀 (%)	重量 (匁)
慶長金	85.7	14.3	4.76
元禄金	56.4	43.2	4.76
乾字金	83.4	16.6	2.5
正徳金	85.7	14.3	4.76

出所：品位は、瀧本（1923）の次のページ。p.113, pp.129-130, pp.146-147。重量は「白石建議」より。なお、「乾字金」は宝永金貨のこと。品位は四捨五入して、小数点第1位までを示してある。

表2 銀貨の品位の変遷

	銀 (%)	雑分 (%)
慶長銀	80	20
元禄銀	64	36
宝字銀	50	50
二宝字銀	40	60
三宝字銀	32	68
四宝字銀	20	80
正徳銀	80	20

出所：瀧本（1923）の次のページ。p.113, p.127, pp.146-147。

- (6) 金銀の品位の低下が頻繁であったこと。やはり、表1・表2を参照。

候はぬ大変に候へば、世の人申沙汰候所、異論有べからざる事には候。(天地の間に金銀銅を生じ出し候より此かた、その生じ出候所の地方によりて、三つの物の中、各其品の美悪候事は、其自然の性にて候。古の聖人、此三つの物をとり用ひられ候て、金をいては上幣とし、銀をいては中幣とし、銅をいては下幣とせられ候て、其品を三つに相わかたれ候てより此かた、当時のごとくに、金には銀を雑へ候て、其品の上下をわかち、銀には銅を雑へ候て、其多少によりて、其品を種々にわかたれ候て、宝貨となされ候事は、本朝、異朝つみに其例を承及ばず候。某先年仰を奉り候て、大西洋暹馬国の人にあひ候時、万国の中にて通じ行はれ候金銀の事をも承り、其持来り候物共を見候にも、皆くむまれながらの物にて、其出候地方によりて、其品は同じからず候へども、銀銅などを以て金銀に雑造り候て、宝とし候事はなく候由相聞候。しからば、当時のごとくに天地より生じ出され候人間の大宝を、人のなしゝわざによりて、其品を乱り候事は、天下人民の怨み憤り候のみにあらず、天地神明のにくみきひきらひ給べきふべき事に候へば、不⁽¹¹⁾レ可⁽¹²⁾レ然御事に候。まず此事の理をよく⁽¹³⁾聞召明らめらるべき事、此事を論じ候第

一義と申すべく候。其事の子細をつまびらかに論じ候はんには、事長く候へば、たゞ其大略を注し候。)もし某が愚存を以て其理を細かに論じ候はんには、世の人申沙汰し候所は、たゞ其一つを知りて、其二つを知らずとも申すべく候歟。其故は、当時天下の財用通じ行はれ難く候て、万物の価高くなり来り候事、天下の商賈その言を金銀の品下り候に仮り候て、其利を競争ひ候により候へども、真実は、世に通じ行はれ候金銀の数、そのむかしよりは倍々し候て、多くなり来り候故にて候。⁽¹⁴⁾然れども、凡⁽¹⁵⁾そ天地の間に生じ出候ほどの物、其品貴きものは必ず其数少く、其数少く候故に其価も高く、其品賤しき物は必ず其数多く、其数多く候故に其価もやすく候事、相定りたる事に候へば、⁽¹⁶⁾当時の金銀、其品下り其価軽くなり候故に、これを以て換候所の万物の価も重くなり候と申候はんも、又、当時の金銀其数多く、其価軽くなり候故に、これを以て換候所の万物の価も重くなり候と申し候はんも、その申す所はかはり候へども、其理におゐては、かはるべからずとも申すべく候へども、異朝歴代の間、論じ候事共を併せ考候に、古の善く国を治め候人は、物の貴賤と価の軽重を⁽¹⁷⁾観候事候て、其政を施し行はれ候き。凡⁽¹⁸⁾そ物の価

(7) 儒教における古聖人。堯・舜・禹・湯・文・武・周公。

(8) 現在。

(9) 中国。

(10) 日本に密入国したカトリックの宣教師・シドッチ (Juan B. Sidotti)。1708 (宝永 5) 年に日本に密入国し、1714 (正徳 4) 年に江戸で獄死。『西洋紀聞』は、彼に対する尋問にもとづく。

(11) 天地が人事に反応するということ。しかし、白石は、経済的法則そのものを天地の人間に対する反作用をもって説明することはない。

(12) 然る可からざる。

(13) 聞こし召され。

(14) ここでは、物価の上昇の原因として、貨幣の品位の低下を挙げる見方と、その数量の増大を挙げる見方とが、取り上げられている。

重く候事は、貨の価軽きにより候て、貨の価軽く
なり候事は其数多きが故に候へば、法を以て其貨
を取めて其数を減じ、又、物の価軽く候事は、貨の
価重きにより候て、貨の価重くなり候事は其数少

なきが故に候へば、法を以て其貨を出して其数を
増し、貨と物とに軽重なきがごとくに其価を平ら
かにし候時は、天下の財用豊かに通じおこなはれ
候由相見え候。(古の善く国を治めし人といふよ⁽¹⁸⁾)

(15) ここでは、

貴いもの = 数が少ない → 価格が高い、

賤しいもの = 数が多い → 価格が低い、

という、需要供給論の原型とも解釈できる価格論が述べられている。白石は、そうした価格論を「相定りたる事」と述べ、事態の法則性を強調している。

なお、次注のように、金銀ですら数が多いときには「価格が低い」ものとなるのであるから、「貴い」「賤しい」ということは、物自体の性格として先決されているわけではない。

(16) 注(14)の価格論において、

貴いもの → 価格が高い = 貨幣高・物価安、

賤しいもの → 価格が低い = 貨幣安・物価高、という因果関係に焦点を当てれば、貨幣の品位が問題となり、

数が少ない → 価格が高い = 貨幣高・物価安、

数が多い → 価格が低い = 貨幣安・物価高、

という因果関係に焦点を当てれば、貨幣の数量が問題となる。白石による物価上昇の捉え方は、基本的に貨幣数量説的だが、それは貨幣の品位を問題とする捉え方と「あれかこれか」の関係にあったのではない、と思われる。すなわち、敷衍すれば、前2式においては、貨幣の、富の具現としての側面が問題とされているのに対して、後2式においては、貨幣の、財の流通手段としての側面が問題とされているのであると思われる。

「改貨後議」では、金銀の比価の変動が物価上昇の要因として強調されている。そうした要因は、以上の品位説側面を基礎として、物価の変動のより具体的なプロセスを問題としているのである、と捉えることも出来る。

なお、貨幣用に向けられる金銀の量に強い制約がある場合、貨幣数量の増大は、金・銀貨の品位の低下に結びつき、貨幣数量の減少は、その品位の上昇に結びつき得る。

(17) 物価と貨幣価値。

(18) ここでは、

物価高 = 貨幣安 = 貨幣数量の過多 → 貨幣数量の縮小政策 → 貨幣価値と物価の安定、

物価安 = 貨幣高 = 貨幣数量の過少 → 貨幣数量の増大政策 → 貨幣価値と物価の安定、

という、貨幣数量説的な貨幣政策論・物価政策論が整然と述べられている。

りこゝに至て、皆く古人のことば也。)もし此説に
 抛り候はゞ、当時万物の価の重くなり候事、金銀
 の数多く候て、其価軽くなり候故により候事、疑
 ふべからざる事にて候。(此一段は自今以後、元禄
 以来公私上下の害を除かれ候事の要旨に候へば、
 よく御心得わきまへらるべき御事に候。)凡そ
 天下の物には其数なき物もなく、天下の事には其
 法なき事はあらず候。然れども、其小数のみを測
 識候て、其大数ある事を知らず候へば、必ずその
 数の差出来り、其死法をのみ執守候て、其活法あ
 る事を知らず候へば、必ず其法の弊出来る事よの
 つねの事にて候。(小数、大数、死法、活法と申
 す事をよく聞召わかたるべき御事に候。近世以
 来、金銀の法をあやまり候は、此義の明らかなら
 ざる故にて候。小数とは、見数にて、算盤の上
 には見え候て、かぞへしるべき数にて候て、大数
 とは、いまだ算盤の上には見え来らず候へども、

天地の間にその大算数のある事にて候。此故に、
 小数におゐては、算術に精しきものはかぞへつく
 べく候へども、大数に至ては、理に明らかなる
 人にあらずしては、わきまへ知る事も難く、又、其
 説を承候人もよく信じ用ゆる事も難かるべき事に
 候。たとへば暦数の学の事、近世に及び其学精し
 くなり候は、毫釐もたがへ候はぬほどになり候へ
 ども、必らず久しからずして其たがひ出来る事
 にて候。その故は、算術には限りある事にて、天地
 の大数におゐては、算術を以てはかりしられぬ所
 候故の由、申伝候。算術にてしられ候べきは小数
 にて候。算術にてはかりしられぬは、すなはち大
 数にて候。又、死法と申す事は、死したるものゝ
 のごとくに、そのはたらきなき法にて候。活法と
 申す事は、いきたるものゝごとくにその機に応じ
 候て、はたらきある法を申候。たとへば、前の本
 文に見え候ごとくに、貨の数多くして其価軽くな

-
- (19) ここでは、貨幣数量説的な物価論が強く主張されている。
 - (20) 道理を表現する「すう」。「数」には「道理」、すなわち「理」の意味がある。
 - (21) 現象を表現する「かず」。
 - (22) 本質を表現する「かず」。あるいは、本質を表現した法則性そのもの。
 - (23) ここでは、単に「かず」。
 - (24) 有効でない法・政策。
 - (25) 有効な法・政策。
 - (26) 表層的に見得る「かず」。
 - (27) 単なる算術では捉えきれない法則性。
 - (28) 論理的（理論的）能力に優れた人。
 - (29) 天文学。ここでは、渋川春海の作った貞享暦（1685（貞享2）年に採用され、70年間用いられた）が問題とされる。
 - (30) ほんの僅か。
 - (31) 単なる算盤の操作（数量）によって得られるものは小数であり、大数を捉えなければならぬ。

その場合、白石は、自らが様々の数値を挙げて議論を進めているように、大数を捉える上で、算盤の操作（数量）が有効であることを否定するのではない。

り、物の価重くなり候へば其貨を減じ、貨の数すくなくして其価重くなり、物の価軽くなり候へば其貨の数を増し候ごとくなるは、すなわち活法と申すものに候。これらの子細、つまびらかに論じ候には、事長く候へば、たゞその大略をここに注し候。)元禄以来、金銀の法を変じ候事を申行ひ候事、当時上の御財用⁽³²⁾、其入り候所を以て其出候所をはかり候に⁽³³⁾、其入り候所、其出候所の半ばには及ばず候故に、(一年の間入来り候御物成を以て、一年の御払に出し候所に引くらべ候に、御物成の数は、御物入の半にも及ばず候ひし歟。)慶長以来の金銀の法を改め、金をば銀を雑造り、銀をば銅を雑加候て、天下通行の金銀の数を増され候由を申沙汰し候得ども、真実は、慶長以来造出され候ほどの金銀の数、其半を奪ふべきための術にて候き⁽³⁷⁾。(此時天下より出来り候所の古金⁽³⁸⁾、八百八十

二万四千三百五十両を、新金千三百二十三万六千五百三十四両となされ候て、その増す所四百四十一万二千八百八十四両⁽³⁹⁾。○古銀出来り候数、二十八万七千六百十七貫百五十五匁を、新銀三十五万七千五百三十五貫三百八十匁となされ候て、其増す所六万九千九百十八貫二百二十五匁。○算数を以て測り候へば、天下通行の金銀の数をばものごとくに引かへられ候て、上へ収められ候所の金銀の数は相増し候へば、公私ともに財用ゆたかに事たるべき事と相見え候は、すなわち某申す所の小数にてはかりたるものにて候。その小数をたのみ候て、此法を申行ひ候は、すなわち某申す所の死法と申すものに候⁽⁴¹⁾。)しかれども、其時天下より出来り候慶長以来の金銀、其金の数わづかに八百八十二万四千三百五十六両、其銀の数わづかに二十八万七千六百十七貫百五十五匁には過候はず。元

(32) 幕府の財政。

(33) 歳入と歳出とを比べる。

(34) 歳入は歳出の半分にも及ばない。

(35) 年貢。幕府の財政は、米方と金方・銀方の収支から成り立っていた。

(36) 歳出。

(37) 白石は、元禄・宝永期の改鑄を純粋な貨幣政策であったのではなく、財政赤字の解消のために出目をねらった政策であったと批判する。

彼は、5代将軍・綱吉のもとで勘定方、さらには勘定奉行として貨幣政策・財政政策を主導した荻原重秀と対立し、1712(正徳2)年、彼を失脚させた。白石は、『折りたく柴の記』で、荻原が私利を図ったことを強く糾弾している。荻原は、1713(正徳3)年に絶食して死した。

(38) 元禄金と交換された慶長金。

(39) 金についての計算は、

$$13,236,534 - 8,824,350 = 4,412,184。$$

以上が出目。

次の、銀についての計算は、

$$357,535.380 - 287,617.155 = 69,918.225。$$

以上が出目。

(40) 幕府も民間も富む。

禄以来僅に十八年の間に造出候所の金銀の数を以て推測候に、慶長六年以来元禄八年に至て、凡^{およそ}九十五年⁽⁴²⁾の間に、年々に造出し候所の金銀の数、いかでかこればかりには候べきや。皆是天下の人各其宝を失ふべき事を惜しみ候て、当時に通用すべきほどの数をはかり候て、出し替候ひしかば、蔵め貯候て、出来り候はぬ所の数は、出し替候所の数よりは万々倍し候べし⁽⁴³⁾。然らば当世に通行し候所の金銀、其数を増し候ごとくには候へども、却て其数を減じ候ごとくにはなり候と申候はんも、其謂なきにはあらず候。(元禄以来造出し候新金の惣数、前後二度に通じて二千二百八十一万八千二百二十七両一分。新銀の惣数、前後五度を通じて百四十三万八千三百九十三貫目⁽⁴⁴⁾。これらわづかに十八年の間に造出し候所の数にて候。ましてや、九十五年の間、年々に造出し候所の数をはかり知るべき事に候。たとひ其金銀外国より流れ入、火災のために焼け失せ候とも、今も天下の人の蔵めたくはへ置候所の数は、元禄以来に出来り候よりも、猶其数多くあるべく候。今に至ても古金銀など申て出来り候事、これ其一つの證^{あかし}と申すべく

⁽⁴⁵⁾候。然らば、最初此事を申行ひ候時、天下の金銀その数を増し候はんと謀り候ひしは、たゞ小数をのみはかりたるにて候。天下の人蔵め貯置候て、出し替候まじき事をはかりしらざるは、天地の間大数ある事をしらずとも申すべく候歟。○又、天下の人をのく其宝を惜しみ候て、出し替候はぬ所の金銀、世に通じ行はれず候へば、天下に通じ行はるべき金銀の数、減じ候とも申すべき事に候。しかれども、当時世に通行し候所の金銀の数を以て見候には、元禄以前よりは金六百五十七万五千八百四十三両二分、銀五十万六千八百八十五貫八百五十匁を増し候き。これ又、其小数を増す事を得候へども、真実は、其大数におゐては増す事もなく、減じ候事もなく候とは申すべく候⁽⁴⁷⁾。今に至り候ては、元禄以来、天下の人をのくその宝を蔵め貯置候ひし事は、天下の御ために尤⁽⁴⁸⁾以て幸甚の御事とは申すべく候。全て此等の所、よくその理をきはめつくさるべき御事には候。)これより後、天下の人、新金、新銀を見候所、銀は猶金よりも其品まさり候と心得候ひしかば、金銀の価はじめて平かならず⁽⁴⁹⁾。(元禄九年、新金、新銀を造出⁽⁵⁰⁾

-
- (41) 貨幣数量の増加について樂觀視することは、表面的な理解であり、そうした小数にもとづいて改鑄をおこなうことは死法である。
- (42) 慶長6(1601)年は、慶長小判鑄造開始の年。元禄8(1695)年は、元禄の改鑄の年。この間、95年間。
- (43) 悪貨が流通し、良貨は蓄蔵される。いわゆるグレシャムの法則的な事態。白石は、それを新金・銀との交換に出された旧金・銀の量が、それらの発行量に比べて少ないことから導いている。
- (44) 元禄金、宝永金。元禄銀、宝字銀、二宝字銀、三宝字銀、四宝字銀。表1・表2を参照。
- (45) 新金・銀貨を発行すれば、人々は、新旧の金・銀貨の交換に応じるものと簡単に考えたのは、グレシャムの法則的な大数を知らない、小数にとらわれた考えである。ここでは、経済的な法則性が、「大数」として捉えられている。
- (46) 人々が旧金貨を退蔵してしまうことに考えが及ばなかったのは、大数を知らない、小数にとらわれた考えである。

(51) され候時の御定も、慶長の御定のごとくに、金一両を以て銀六十匁に替べしと候ひしかども、其時の新金、半は銀を雜入られて候て、新銀は猶、六十匁の内灰吹三十八匁四分を雜入られ候へば、銀の品はまさり候と、世の人相心得候て、金と銀との相場始てくるひ出候て、元禄十二年の比には、

すべて凡金一両を以て銀四十七匁に替候ほどの事に至り候き。これすなはち金銀の相場くるひ出候事の始に候て、諸物の価も高くなり来り候始にて候。(55) 下にしては人民の怨み候て、物価もようやくに増し、上にしては天地の心も怒り候て、災変もしきりに降り候ひしかば、(56) 初収奪はれ候所の金銀悉皆

(47) より品位の低い貨幣が、より品位の高い貨幣より多く存在しても、貨幣価値の低下・物価の上昇を考慮すれば、事態は変わらない。

「初元禄に金銀改造られしは、天下の財其数を倍すべきためなれば、金には銀をまじへ、銀にも銅をまじへつくられし也。」(『折りたく柴の記』p.349.)

元禄期以降の幕府の金銀の保有状況は、注(15)で言及したように、高品位の貨幣を造るためには、その数量を縮小させ、その数量を増大させるためには、低品位の貨幣を造らなければならない、というものであった。貨幣の数量と品位とが逆方向で連動せざるを得なかったのである。

金・銀貨の最大発行可能量は、金貨で表示して、

(金貨としての流通金量 + 幕府の保有金量 + 産金量 - 輸出金量) / 金1両の含有金量、
という関係にある。元禄期以降は、金1両の含有金量を減らして、分数全体の価を大きくしたことになる。正徳期以降には、逆のプロセスが進んだことになる。

(48) 正徳金と同品位・重量の慶長金は、煩瑣な手続きなしに流通し得る。

(49) 表1・表2を参照。

白石は、金・銀貨の改鑄の基準が揃わず、金・銀の比価が変動することの物価への影響を重視する。その点は、「改貨後議」の主要な論点となる。

(50) 1696年。

(51) 幕府の決定。

(52) 灰吹き銀のこと。銀鉱石に鉛を合わせ、それを灰吹き床にかけ、鉛を灰に吸収させて銀を得る製銀法(灰吹き法)によって得られた銀。灰吹き法は、日本では、16世紀以降におこなわれた。

(53) 銀の含有率は、

$$38.4 \div 60 = 0.64。$$

すなわち、64%。

(54) 1699年。

(55) 改鑄の基準が揃わず、「金高銀安」になったことが物価の上昇をもたらした。

傾け踏つされ候き。(はたしてこれ、天地の間に大数と申すものゝいはれ分明(57)に候歟。)然れども、其過を悔かひ改るに及ばず、しきりに銀法を改め候事五度迄(58)に至り候て、今の新銀出し候(59)に及び、万物の値一物として増加候はぬものなく、天下の人其苦しみに堪かず候のみにあらず、国家の御財用もすでにつまづく事には至り候(60)ひぬ。最初、元禄年中始て銀法を改造られ候時に出来り候古銀の数と、元禄以来の新銀共、当時天下に通行し候所の数とを引きくらべ候に、新銀の数は、凡おおよそ五十万六千八百八十五貫八百五十匁を増し候へども、其新銀共のはたらき候所を見候に、古銀の少なく候(61)ひしには大きに及ばず候は、これ又、其小数は増し候へども、其大数は減じ候とも申すべく候歟。(62)度々に新銀を造られ候ときに、いまだ出来らざる所の新銀共の数の事、元禄銀は十八万六千四百十七貫目余、宝永銀は五万二千五百五貫目余、中銀は千九百五十七貫目余、三宝字銀は十五万八千二百十

七貫目余にして候。今の新銀三十九万四千七百七貫目を合わせて、凡おおよそ七十九万三千八百三貫目は、今も世に現在して通行すべき所にて候。(63)此惣数を以て、古銀出来り候所の数、二十八万七千六百十七貫百五十匁に引きくらべ候に、新銀共の数は、凡おおよそ五十万六千八百八十五貫八百五十匁、古銀よりは多く候歟。(64)○其数多き新銀のはたらき、其数少なき古銀通行の時にかけあはざるを以ても、大数と申すものゝ候事をばわきまへ知るべき事に候。もし、此所の義をよく心得わかたず候はば、たとひ今より後、新金新銀の数百億万を増し出され候とも、いよいよ万物の価は高くなり候て、天下公私(65)の難儀は、当時よりは猶甚だしかるべき事に候。)しかるをい沈わんや、金銀の数をだに増し候はば、天下の財用ゆたかなるべき事と、たゞ一筋にのみ心得候て、過を五たび迄かさね候しは、其死法をのみ守り候て、活法ある事を知らざる事とは申すべく候。(66)幸に、去年の秋此等の事ども前御代(67)の御聴に

(56) 元禄地震 (1703 (元禄 16) 年)、宝永地震 (1707 (宝永 4) 年)、宝永期の富士山噴火 (1707 (宝永 4) 年) 等。

(57) 白石は、天地が人間の行為に反応することにも法則性を見い出そうとしている。

(58) 表 1・表 2 を参照。

(59) 民衆が困難に陥っているだけでなく、国家の財政も破たんしている。

(60) 貨幣の数量を増せば、物価が上昇し、個々の貨幣の購買力が減少する。

(61) 増鑄は、注 (60) のような法則性を知らずに、ただ貨幣量の増大のみを目指したものであった。

(62) 各種銀貨については、表 2 を参照。「今の新銀」は四宝字銀。

(63) 計算は、

$$793,803 - 287,617.15 = 506,185.85。$$

元禄銀以降 5 種類の銀貨は、計 793,803 貫目。

(64) つりあわない。

(65) たとえ大量の増鑄をおこなっても、物価の騰貴によって公私の困難が増すだけである。

(66) ここでは、大数→活法、小数→死法といった組み合わせの存在が改めて指摘されている。

(67) 6 代将軍・家宣。

達し、速やかに新銀造出し候事を停られ、その害を除かるべき由の御沙汰候ひしに、すでに御他界の期に臨み候しかば、つゝに御遺令のごとくにはなり候こと、これ又、天下の不幸たるべく候。其後天下の人、仰をかれ候御旨を承り候ものども、悉皆哀感悲泣仕らぬものもなく候ひしかども、獸を獵り候時には、その傷の小しく候てたふれまじき事を憂ひ候て、すでに獸を獲候に及びては、その傷の大きくしてくらふ所のすくなく候はん事を憂候は、よのつねの習ひに候へば、十八年が間、金銀の品下り候事を怨み候ひしものども、いつしか又、金銀の品もとのごとくになり候はんには、其数を減じ候べき事を惜しみ候て、其心一つに定まらず。しかるべき人々も⁽⁶⁸⁾、又、それが説に心まどひせられ候て、其議も又、一つに決せず、今に至り候まで、いまだ前御代の御徳意をうけ候て、御余沢を世に蒙りしむべき策を、建申され候人も出来らず候⁽⁶⁹⁾。某不肖には候へども、御旨を承り置候所も候へば、その御旨の世に行はれざるべき事を以て、深き恨みとは存じ候ひぬ。これによりて元禄以来の事共をもしれる人に尋問ひ、当時の人

の申し沙汰候御事共をもしれる人に尋問ひ候て、まず世の人の申沙汰し候事共をしるし候て、某が愚存の所を其下に注し、次に某が存寄候事共をし⁽⁷⁰⁾るし候て、次に又、別記を造り候て進呈し候。某が愚存の所、世に行はれるべき事に候⁽⁷¹⁾歟、又、行はるべからざる事に候⁽⁷¹⁾歟。たとひ又、世に行なはるべき事に候とも、某すでに老いに至り候て、身又病多き事に候へば、此事の功成り候て、天下の人前御代の御余沢に⁽⁷²⁾沾⁽⁷¹⁾ひ候はん事を、まのあたりに見奉り候べき事にもあらず候へども、たゞ某が愚存を申あらはし候て、前御代の御徳意に答奉る所も候はんは、ほどなく死し候はん後に至ても、のこる恨みもあるまじき事と存じ候のみに候。

世の人申沙汰し候条々⁽⁷²⁾

一 或説に、諸国銀山より出候灰吹銀を以て今⁽⁷³⁾の新銀に（正徳元年より⁽⁷⁴⁾造出し候所、世に四宝銀と申すもの也。）吹加⁽⁷⁵⁾へられ候て、上銀の位に（慶長六年より⁽⁷⁶⁾元禄八年迄⁽⁷⁷⁾造出し候所、世に古銀と申すものなり。）なされ、世に通行せらるべきには、今の新銀三十九万四千七百貫目余に用ゆべき料の

(68) 幕府の意思決定にあたる人々。

(69) 家宣から施された恩徳を天下の人に分かつような策。

(70) 「別記」は、「白石建議 八」。

(71) 白石は、1713（正徳3）年に数えて57歳。当時として十分な「老人」であった。

(72) 以降、問題とされる論点は、金にかかわるものより銀にかかわるものが多い。これは、元禄期以降、銀貨の改鑄が何度にも及び、その品位が金貨のそれと比べて大きく悪化したこと、それによって、「金高銀安」が進んだことと関連している。「金高銀安」は、銀遣いである上方製品の、金遣いである江戸市場での低評価を意味した。

(73) 1711年。

(74) 四宝字銀に同じ。

(75) 溶解して加える。

(76) 1601年。

(77) 1695年。

灰吹銀、凡^{およそ}百十八万貫のつもりにて候。然るに、近年以来一箇年に出来り候灰吹銀、わづかに四千貫目に過ぎず候へば、此灰吹銀を以て、今の新銀に吹加へ候はんには、三百余年を経ず候ては、新銀ことごとく改造られ候事かなふべからず候由の事。⁽⁷⁹⁾
此説は、銀座の輩申出候所と相聞き候。此輩の申す所は其奥義⁽⁸⁰⁾あるべき事に候へば、論ずるにたらず候へども、此輩の申す所は、世の人の信じ用ゆべきに所にも候を以て、まず其大略を弁ずべき事に候。某五穀の地に生じ出候事を見候に、凡^{およそ}百畝の田には年ごとに其穀いかほど出来るべきと申す事は、定たる事に候だに、其年の豊凶、その地の肥瘠^{ひせき}により候て、多くも出来り、少なくも出来り候は、よのつねの事にて候。金銀の地中に生じ出候事、五穀の例には准ずべからず候。⁽⁸¹⁾たとひ、当時諸国の山々より生じ出候所、その数多く出来り候はんも、其数少なく出来り候はんも、ことごとく皆採尽し候て出来るまじく候はんも、又、猶いまだ採り尽さず候へども、或は水湧き或は土崩れ候て、採得し所の金銀を以ては、其費を償ふに堪らず候へば、採出し候に及ばず候はんも、又、只今迄は出来らざる山くより、これより後に生じ出べく候はんも、皆くはかりしり難き事に候へば、当時出来り候数を以て、三百余年の間の事をかねて

よりはかり候事、心得がたく候。⁽⁸³⁾これ一つ。当時一年に出来り候灰吹銀、四千貫目の内その二千貫目は、新金を造られ候によりて、元禄金の中より出来り候所の塩銀と申すもの、由にて候。元禄金いまだ改造さる所、七百三十二万百三十五両は天下に散在して有べく候へども、宝永七年以来、改造候数を以て推測候に、(寅、卯、辰、⁽⁸⁴⁾三年の間、造出し候所新金の数、凡^{およそ}そ八百八十八万六百三十三両二分也。)元禄金皆々改尽し候はん事も、三年を出ずして其功終り候べき歟。然らば、当時一年の間に出来たり候四千貫目の灰吹銀、三年を経ずして二千貫目をば減じ候べし。⁽⁸⁵⁾志かるを、三百余年が間、年々に灰吹銀四千貫目出来るべき事と相はかり候事、心得難く候。これ二つ。たとひ此法のごとくにして三百余年を経候て、今の新銀どもことごとく皆改造り候とも、猶今天下に散在し候所の元禄銀、宝永銀、中銀、三宝字銀等、凡^{およそ}三十九万九千九十六貫目余の新銀ども、ことごとく皆改造り尽さず候はんには、天下の大難ゆるび候事も有るべからず。然らば、又此等の新銀どもことごとくに皆改造られ候はんには、重ねて又、三百余年を経ずしてかなふべからず。しかるを、今の新銀の事のみをかぞへ申すこと心得がたく候。これ三つ。たとひ又、元禄以来五度迄変じ候新銀

(78) 灰吹き銀を混入して上質の銀とする。

(79) 計算は、

$$118 \div 0.4 = 295。$$

(80) その先の考え方。後出。

(81) 金銀と「五穀」とを対比することによって、金銀の資源としての特質を明らかにするという手法は、「白石建議 六」にも見られる。

(82) 採算上の限界鉱山より劣等な鉱山。白石は、生産費と収益とが等しくなる鉱山が、採算上の限界鉱山であると認識していたことになる。

(83) 銀鉱石の埋蔵量は、予測不能性が大きい。

(84) それぞれ、1710（宝永7）年、1711（正徳元）年、1712（正徳2）年。

(85) 元禄金を改鑄して得られる銀は、その改鑄の終了とともに得られなくなる。

ども、ことごとく皆改造られ候事、前後に通じて六百余年を経候て、其功を成就すべく候とも、これらの年月を経候うち天下の事勢、今日のごとくして相変ずる事もなく候はんには、其功も成就し候べし。凡⁽⁸⁶⁾天地の運三十年にして一変し候事、古今の常数に候へば、六百余年の間、当時一年の事をはかり候ごとくに候はん事、万々に其理有べからず候。これ四つ。天下の事、理一端を以て論じ尽し難き事、よのつねの事に候。然るに、今の新銀改めらるべき事、年ごとに出来たり候灰吹銀のみをたのまれ候はん御事と心得候はんは、其一ツ⁽⁸⁷⁾を知りて其二ツを知らずとは申すべき事に候。これ五つ。此等五つを初て、心得難き事共に候へば、これまた大数ある事をも、活法ある事をも存じわきまへざる小⁽⁸⁸⁾人ども、其⁽⁸⁹⁾謀⁽⁹⁰⁾の行はれ候はん事を相はかりて、まず此等の説を申し出せし所に候歟。

一 或説に、諸国銀山より出候鉛を以て、今の新銀に⁽⁹¹⁾雜候灰吹の銀と銅とを吹わけ候て、其灰吹を以て上銀の位になされ候には、今の新銀三十九万四千七百貫目余に入り候銅を吹わくべき料の鉛、凡⁽⁹²⁾二百七十六万二千貫目余を用ゆべく候。然るに近年以来、越後国上田銀山より出来り候鉛一箇年の数、凡⁽⁹³⁾三千七百三十六貫七百匁余に過ず候へば、(此外諸国銀山より出る所は其数もしれず。また売出し候歟否もかもいまだしるべからずといふ。)此鉛を以て今の新銀に⁽⁹⁴⁾難候灰吹銀を吹わけ

候はんには、凡⁽⁹⁵⁾六百四五十年を経ずしては、新銀ことごとく改メ造らるゝ事かなふべからず。又鉛の毒氣にあたり候て死し候ものども、其数を知るべからず候由の事。

此説、又銀座の輩の申出し候所と相聞候。これ又論ずるにたらず候得共、尤⁽⁹⁶⁾以て其謂なき事共を弁じ候べし。某此大法を承候に、銀座におゐて銀を試候法にて推はかり候に、今の新銀百匁の内に雜り候灰吹銀と銅とを吹わけ候量の鉛、⁽⁹⁷⁾七百目を用ゆべき事に候由にて候。某又、年比承及び候に、大坂に住し候銅吹屋の者共、諸国山々より出来り候銅の内より、銀を採候て其活計と仕る事に候。(此事を世には銀絞りと申し候歟。)其法をつぶさにたづね問ひ候に、山くより出来り候銅を見候て、其中に雜り候所の銀の多少により鉛をも増減し候事、凡⁽⁹⁸⁾銅百斤に鉛を用ひ候所、三十五斤よりして四十五斤に至り候由にて候。今の新銀其名は銀にて候へども、其中にある所の灰吹銀わづかに十分が二にて候へば、⁽⁹⁹⁾眞実は、銅の銀多く雜り候物よりは大きに劣り候へば、吹屋の法を用ひ候て、今の新銀の灰吹銀採出し候はんには、今の新銀百貫目には、鉛わづかに三十五貫目を用ゆべく候歟。たとひ越後の国より出来候鉛のみを用ひ候とも、年ごとに今の新銀一万貫目の内に候灰吹の銀、二千貫目をば採出候べし。(銀座の法のごとくに候はば、越後の国より出候鉛の数にては、わづかに今の新銀五百貫目

(86) 決まった数。

(87) 既存の銀貨からの銀の獲得を指す。

(88) 溶解して分離する。

(89) 鉛は、銀山の副産物として得られた。

(90) 以上、銀座での実験の結果を述べる。

(91) 「年比」で「近年」。

(92) 明治以降に整備された度量衡では、1斤 = 160匁 = 600グラム。

(93) 表2を参照。

を吹わけ候て、灰吹の銀百貫目ならではとり出し候事、かなふべからず候。⁽⁹⁴⁾殊には又、鉛の毒気にあたり候もの必らず死し失せ候はんには、此事を業とし候大坂の吹屋共は何事を苦しみ候て、かゝることをば業とし候やらむ。又、いかなる命づよき者共にて、世の中にいきながらへ候て、此事をば業とし候やらむ。⁽⁹⁵⁾尤もあやしむべき事に候。これ一つ。天下の銀山その数多候へば、其山々より出来り候鉛も猶其数多あるべき事に候所に、越後の国の鉛の事のみにて此事を決し申す事、心得難き事に候。⁽⁹⁶⁾これ二つ。たとひ又、此説のごとくに六百余年を経候て、今の新銀ことごとく皆改造られ候とも、元禄銀、宝永銀、中銀、三宝字銀等をも改めらるべき御事に候へば、重ねて又六百年を経べく候へば、前後に通じて千二百余年を経ずしては、天下の新銀どもことごとく皆改らるゝ事、かなふまじき御事に候歟。これ三つ。

一 或説に、今の新銀を以て上銀に改造らるべき事のかなふべからざる事、前二条に見えし所のごとくに候。たとひ又、上銀を以て天下に通行せられ候事其功成り候とも、今の新銀をも改メ造ら

れず候ては、金銀の価相当らず候て、万物の価減じ候事も有るべからず。⁽⁹⁷⁾しからば、まず元禄以来の新銀共の中に、今の新金⁽⁹⁸⁾につりあひ候物を撰ばれ、そのごとくに新銀を造出さるべき事⁽⁹⁹⁾、金銀ふたつながらのため、尤⁽¹⁰⁰⁾以て可⁽¹⁰⁰⁾然候事に候歟、の由の事。

此の説、又銀座の輩の申す所にて、すなはち前にしるし候この輩の奥義は此事に候へば、まず前の二条の説を申出候事とは相聞候。某此大法を承候に、まず今の新金一両を以て、慶長以来の銀共に両替すべき所をかんがへ候に、今の新金一両を以て両替し候はんには、古銀は三十一匁余、元禄銀は三十九匁余、宝永銀は五十匁、中銀は六十二匁余、三宝字銀は七十八匁、今の新銀は百二十五匁に相当る事に候。

⁽¹⁰³⁾(頭書) 按ずるに此説の数をつぶさに考るに、すこしくたがふ所あるか。まづその説のまゝにしるすところなり。

しからば、中銀のごとくに改造られ候はゞ、新金と其価平かに候べし。⁽¹⁰⁴⁾次に、当時一年の間に出来り候所の灰吹の銀、四千貫目余を四分し、其三

(94) 以上、銀座のものが主張する、銀を採り出すのに必要な鉛の量が誇張されたものであることを述べる。

(95) 白石の反論とは違い、鉛を扱う作業は健康に有害な作業である。

(96) 全国的な鉛の産出量で問題を判断しなければならない。

(97) 金銀の比価が適正なものとなり、物価が低下するという事もない。

(98) 宝永金（乾字金）。

(99) 元禄以来の新銀の中から、宝永金と適切な比価を保っているものを選び、それを新銀として鑄造することが望ましい。

(100) 然る可く。

(101) 慶長銀。

(102) 以上、既存の6種類の銀貨について述べる。

(103) 上欄への書き込みのこと。

(104) 中銀（二宝字銀）のように製作すれば、金1両=銀60匁に近似した相場になる。

分を以て今の新銀に吹入れ候はゞ、中銀凡一万三千三百四十八貫五百五十四匁を造出すべく候。⁽¹⁰⁵⁾又、残る所の一分の灰吹銀を以て銅を雜候て、造出し候所の中銀千八百九十四貫九百三十四匁の内、⁽¹⁰⁶⁾四百九十八貫五百二十五匁は上の御徳用と(すなわち、世に御書目録と申す事也。)⁽¹⁰⁷⁾なり候べし、とのことに候。もし此法を取用ひられ候とも、一年に出来り候所の中銀、⁽¹⁰⁸⁾凡一万五千二百四十三貫四百八十八匁に過ず候へば、元禄以来の新銀どもことごとく皆改造られ候はんには、百年を経ず候はでは、功終るべからず候。これ一つ。此輩が申す所の一年の間に出来り候灰吹銀四千貫目と申すも、その内二千貫目は元禄金より出候塩金をかぞへ入たることに候へば、三年を出ずして、灰吹銀二千貫目を減じ候べし。(此事第一条の下につまびらかに見えたり。)然らば、それより後のいづれの所より出来り候所を以て、この数には充候べき⁽¹⁰⁹⁾や。もし出来る所もなく候はんには、一年の間に造出し候所の中銀の数、七千六百二十一貫九百四十目には過ぐべからず。⁽¹¹⁰⁾上御徳用の所と申すも、わづかに二百四十九貫二百六十二匁五分にて候べき⁽¹¹¹⁾歟。(これ皆灰吹銀二千貫目にて造出す所の中銀の数也。)然らば、又、三百年に及ばず候ては、

今の新銀ことごとく皆改め造り出し候事、かなふべからず候。これ二つ。たとひ中銀を造出され候て、新金の価と相当り候とも、元禄、宝永、三宝字等の新銀、ことごとく皆改造られず候間は、⁽¹¹²⁾金銀の惣場くるひ候はん事、猶又、もとのごとくに候べき⁽¹¹³⁾歟。これ三つ。これより後、たとひ上銀を造出され候とも、しかるべき法なく候はんには、万物の価は、只今より増し候事は候とも、減じ候事はあるべからざる候。(上銀を造出され候はんには、天下通行の銀かならず其数を減ずべき事に候へば、しかるべき法なく候ては、其数の減じ候ほどの所を取返し候はん⁽¹¹⁴⁾と競争ふべき事に候へば、物の価は減ずべからざる事に候。)ましてや中銀造出され候はんには、万物の価は減じ候期はあるべからざる⁽¹¹⁵⁾候歟。これ四つ。元禄以来造出され候所の新銀共、いまだ改らるゝに及ばず候はんには、天下の人猶望む所も有べきことに候へども、わづかに中銀に改め候はんには、前御代仰出され候御旨にたがひ候のみならず、天下の人ふたゝび其望を失ひ候て、怨み憤り候事猶甚しく候はんには、世の事変はかりしるべき事にあらず候。前車の覆り候所、其鑑遠きにあらず候⁽¹¹⁶⁾歟。これ五つ。ましてや又、当時天下の大難をすくはるべき御時に

(105) 二宝字銀の銀含有率は 40 %。四宝字銀の銀含有率は 20 %。したがって、計算は、

$$(4,000 \times 3/4) \div (0.4 - 0.2) = 15,000。$$

(106) 計算は、

$$(4,000 \times 1/4) \div 0.4 = 2,500。$$

(107) 幕府の利得、得分。

(108) 徳用分を呼ぶ符丁か。

(109) 計算は、

$$13,348.554 + 1,894.934 = 15,243.488。$$

(110) 塩銀が得られなくなったら、その分をどのようにして補えばよいのであろうか。

(111) 計算は、

$$1,5243.488 \times 1/2 = 7,621.744。$$

(112) 相場。

あたり候て、或は四百九十八貫五百二十五匁、或は二百四十九貫二百六十二匁五分の銀を以て、上の御徳用になされ候て可⁽¹¹⁶⁾然御事に候、など申す事、とかくを論じ候はんも口惜しき事に候⁽¹¹⁷⁾。

以上の三説は、皆々銀座の輩申す所にて、しかるべき人々の中にも、其説にまどはれ候も有⁽¹¹⁸⁾レ之候歟⁽¹¹⁸⁾。

一 或説に、新銀改造られ候て上銀となされ候はんには、世に通行し候事、滞る所も有べからず。万物の価も減ずべき事に候。しかれども元禄以来度々に新銀を改造られ候時、皆々慶長の例に准じ、金一両を以て銀六十匁に替べき由の御定にて、今も公儀におゐて用ひられ候所は其御定のごとくに候へども⁽¹¹⁹⁾、世の通行は其御定のごとくならず、今の銀出し候より此かた、銀座におゐて、正徳以前の銀どもを買収候に、増歩金と申す事候て、古銀一貫目を買収候には、今の銀一貫五百匁を用ひ、元禄銀一貫目には、今の銀一貫三百匁、三宝字銀一貫目には、今の銀一貫十七匁を以て買収候き。両替屋共の通用もこれに准じ候へば、銀を以て銀に替候にも、すでに其相場同じからず候。

況^{いわん}や、今の新金の制、其重さ古金にくらべ候には、其半に及び候へば⁽¹²⁰⁾、彼是を相通じて金銀の惣場平なるべき事は、はかり難く候由の事。

此説は、しかるべき人々の申し沙汰せられ候所に候歟。此後上銀を造出され候て、世に通行し候新銀共と引かへられ候はん事、元禄以来の法のごとくに候はんには、元禄以来の新銀共ことごとく改られず候はんうちは、元禄銀、宝永銀、中銀、三宝字銀等の新銀と、造出され候所の上銀と、彼は六品の銀共、其相場分かれたち候て、通行たやすかるまじき事、智者を待ずして其理明らかに候へ⁽¹²¹⁾ば、世の通行滞る所もなく、万物の価も減じ候べきとの存寄、まず心得がたき事に候。これ一つ。元禄以来、金銀を改造り出され候事は、皆々世に通行し候所の金銀に、或は銀、或は銅を雜入れ、其数を増され候て、引かへくせられ候ひしかば、是を造出され候事もたやすく、引かへられ候事もたやすく事済み候き。此後上銀を造出さるべき御事におゐては、灰吹の銀を以て新銀どもに増し入れられ候はずしては、かなふまじき事に候へば、当時一年の間にわづかに出来り候灰吹を以て、多

(113) 銀貨が減少したもつて、人々が改鑄前と同額の貨幣を確保しようと、各々の商品の価格を不変に保つので、物価は不変となる。すなわち、貨幣への需要が、諸財の価格に反映される。そうした事態を防ぐための法が必要である。

これは、「建議 四」冒頭での議論とは異なる。貨幣数量の減少→物価の低落、というのは長期的視点において成り立つことであり、過渡的には、貨幣数量の減少→物価の不変、となることもあり得る、ということであろう。

(114) 中銀の発行そのものが物価の上昇をもたらしたのであるから。

(115) 幕府の財政難と物価の騰貴。

(116) 然る可き。

(117) 「大難」を前に、小事によって判断を誤るべきでない。

(118) 之れ有り。

(119) 幕府による公定のレート。

(120) 宝永金（乾字金）の重量が慶長金の約半分であること。

くの新銀共に増し入れ候はんは、たやすからざる事、第一条に見え候ごとくに候。たとひ又、一年の間に出来り候鉛を以て、新銀共に雜り候灰吹を吹わけられ、上銀の料にせられ候とも、其事又、たやすからず候事、第二条に見え候ごとくに候。いづれのかたに候とも、一年の間にわづかに出来候上銀を以て、多くの新銀共に引きかへくせられ候はんには、九牛が一毛にも及べからざる候へば、天下公私のために、なにのたすけか有べく候はんや。これ二つ。しからば、元禄以来の法のごとくに、上銀多く造出され候て、引きかへくせられ候はんには、その料とすべき所の灰吹、当時におゐては出来るべき所もなく候上は、もし上銀を造出され候はんには、必ず一つの良法なく候ては、此事行なはれ難き御事に候と存寄られず候事、尤^{もともと}以て心得がたき事に候。これ三つ。

一 或説に、今の新銀改られ候事もかなふべからず。金銀の惣場貴からず賤しからざるやうやうに御沙汰あるべき事もかなふべからず⁽¹²⁵⁾。然上は、

公儀の御金十万両ばかりを年々にだされ候て、新銀を買取られ候はんには、新銀の惣場も上がり候て、諸物の価も又、下がり候べき歟^か、の由のこと。

此説は、両替の者共申す所にして、しかるべき人々もとり用ひられ候所に候歟⁽¹²⁶⁾。此説は、当時天下に通行し候所の銀の数多く候て、其価軽くなり候故に、諸物の価は重く成り候事をよくわきまへ知り候故に、銀の数をとり収められ候て、其数を減ぜられ候はゞ、銀の価は重くなり、諸物の価も軽くなり候はんと思す事にて候へば、誠⁽¹²⁷⁾に其謂ある事勿論に候。(序文に見え候、異朝歴代の論に似たる事に候へば、そのいはれなきにはあらず候へども、似たる事は似て候へども、大きに似ざる所候へば、取用ゆるにはたらざる説にて候歟⁽¹²⁸⁾。)しかれども、公儀に買取められ候所の新銀共、ことごとく皆上銀にも改造られ候て、長く御蔵にも蔵貯られ候はゞ、年々に世に通行し候新銀共の数も減じ、つゝには銀の価も今よりは重くなり候て、物の価も軽くなるべき事にて候。たとひ年ごとに多くの

(121) 宝永期の銀貨の交換の複雑さについては、以下を参照。

表3 『三貨図彙』に見る各種銀貨の交換比率

慶長銀一貫目に	元禄銀一貫二百五十目、宝永銀一貫六百日、永中三ッ宝二貫目 同四ッ宝右同断。
元禄銀一貫目に	慶長銀八百目、宝永銀一貫二百八十目、永中三ッ宝一貫目六百目、同四ッ宝右同断。
宝永銀一貫目に	慶長銀六百二十五匁、元禄銀永中三ッ宝四ッ宝銀一貫三百匁づつ。
永中三ッ宝銀并四ッ宝銀一貫目に	慶長銀五百目、元禄銀六百二十五匁、宝永銀八百目

出所：瀧本誠一(1923)pp.128-129に紹介された史料。『三貨図彙』は、町人学者・草間直方の著書。1815(文化12)年に完成。

(122) 思い付き。

(123) 材料。

(124) よい政策を実現する法。白石の提案を指す。

(125) 金銀の相場は市場で決まるのであって、「御沙汰」では左右出来ない。

(126) 採用している。

(127) 冒頭で白石が述べた、貨幣数量説的な貨幣論。

(128) 銀貨を良鑄するのではなく、既存の銀貨を買い集めるとする点。

御金を出され候て、新銀共買収められ候とも、いく程なくして又、その新銀共御払ひに出し用ひられ候はんには、世に通行し候所の新銀ども、ついに其数を減ずるに及まじく候へば、⁽¹²⁹⁾ 渴し候ものゝために一椀の水をあたへ候に、程なく又、渴し候事もとのごとく候事のごとくに、今日は銀の価重くなり候とも、明日は又、もとのごとくに軽くなり候べし。然らば、天下公私のため、何のたすけか候べき。しかれども此説により候て、両替ののどもも、物の価重く成り候は、新銀共の数多く候て、其価の軽くなり候故に候と存じ知り候事、相聞え候へば、某が論じ申す所におゐて、一つの明證出来り候事、⁽¹³⁰⁾ 尤も⁽¹³⁰⁾ 以て幸甚と申すべく候歟。

一 或説に、今の新銀、古の銀に引くらべ候に、その位は古に及ばず候へども、其数は古に倍々し候によりて、近年以来米穀の価年々に高くなり候て、古の飢饉など申せし時の値よりも猶増加り候へども、飢饉のもの一人も見え来らず候事は、金銀の数の多なり候て、天下の人をのく其財とほしからざるにより候歟。しからば、今の新銀天下のために其利益なしと申すべからず。もし金銀の惣場も平かに、諸物の値も平かに候はゞ、金銀の数多く候はんは、しかるべき事とも申すべく候歟。金銀の惣場平かならず候て、諸物の価年々に高くなり候事は、⁽¹³¹⁾ 皆是両替之者共をのく⁽¹³¹⁾ 姦利を貪り候故に、私に金銀の位を論じ候て、其相場を高下し

候に事起り候き。たとひ、此のち古のごとくなる上銀を造出され候て、今の新銀に引かえられ候はんにも、又々、両替の者共いかなる事をかたくみ出し候て、世の害を引出候はんもはかりしるべからず候。ただねがはくは公儀の定め出され候ところにそむき、私に多くの相場をたて定め候て、物の価をも相増し、天下の人の怨み苦みを致し候罪を糺し明らめられ、両替の者共三五人を其罪に行はれ候はゞ、天下の人の心を慰められ候のみにあらず、金銀の惣場はたち所に平かになり候て、物の価をものずから平らかになり候べし。然らば、金銀を改造られ候にも及ばずして、天下の人をのく其宝を宝とし、その利を利とし候べし。⁽¹³²⁾ 姦商のために誤られ給ひ候て、只今迄造出され候金銀を改メ造られ、重ねて天下の難儀を引出され候事も候はんは、⁽¹³³⁾ 尤も⁽¹³³⁾ 以て不⁽¹³³⁾レ可⁽¹³³⁾然御事に候由の事。

此説、専ら銀を以て通行し、西国の人を説を承及候所にて、某此説を承候て、其国々の難儀、東国方よりは猶甚だしく候事を推量り、嘆き入存候き。天下の人かく⁽¹³⁴⁾ 迕⁽¹³⁴⁾いとひはて⁽¹³⁴⁾ 御新銀ども、上銀になし下され候はん事、誰かは悦び存ぜらるものゝ候べき。しかるに、此後銀法を改めらるゝ御事も候はゞ、又、いかなる難儀にか及び候べきと存じ候は、弓に傷つき候鳥の月の影に驚き候たとへのごとくに候て、たゞこのまゝにもさし置れ候はん事、⁽¹³⁶⁾ 可⁽¹³⁶⁾レ然御事と存じ候は、痛極り候ては其痛

(129) 幕府が、買い収めた新銀を支出に用いるなら、市場で流通する新銀の量は変化しない。

(130) 両替の者も貨幣数量説的な貨幣観をもっていることは、白石の同じ主張を立証するものとなる。

(131) よこしまな利益。

(132) よこしまな利益をむさぼる商人。

(133) 然る可からざる。

(134) 厭い果て。大いに嫌がった。

(135) 上銀より品位の低い銀貨が、再び発行されるようなことになれば、どんな困難に襲われるであろうかと。

をしらずと申すものにも候歟。凡^か天下^{およそ}の物貴きものは、必ず其数少なくして其価も重く、賤しきものは、其数多くして其価も軽く候事⁽¹³⁷⁾は、古今の間定まりたる理に候へば、銀の数多く候て其価も重かるべき事は、たとひ聖人世に出候とも、其政を施し行はれ候事は、かなふべからず候⁽¹³⁸⁾。又、天下の商賈各利を競争ひ候て、終に公私の難儀に及ばせ候事、其罪にあらずとは申すべからず候へども、其利を謀り候は小人の恒の心に候上は、ふかく⁽¹³⁹⁾とがむべき事にもあらず候。むかし天文^{こぞ}の比よりして、東国の方にては永楽通宝の錢をのみ用ひ候て、京錢をば用ゆるに及候はず。(此事天文十⁽¹⁴¹⁾九年より始り候由を申し候。永楽錢の外をばびたと称し候て、文字をも鏝としるし候き。その鏝錢共は東国の方には撰びすて候故に、皆く西方の国々に流れ行なはれ候ひしかば、西方の国々にては、又、京錢と称し候き。京錢は、唐の開元通宝⁽¹⁴³⁾錢より此かた、明の洪武通宝⁽¹⁴⁴⁾錢に至候迄の、異朝歴代の錢共の事にて候。)其永楽錢を用ひ候法、一貫文を以て金一兩に直候^{あて}ひしに、当家世をしるし

めされ、天下すでに一統し候ひしかば、四方の商旅相通じ候に及び、永楽錢と京錢とを通じ行なひ候に、永楽錢一貫文を以て京錢四貫文⁽¹⁴⁵⁾を直候^{あて}ひしかば、錢の値ふたつにわかれたち候て、其訟やむ事なく候ゆえに、慶長十一年九月十一日、永楽通宝通行の事を停られ、京錢を用ひられ候ひて、天下の錢価一定し候き。此時に当りて、東国の人民をのその財の四分の三を減じ候へども、(今迄は永楽錢一貫文を以て、金一兩に用ひ候を、此時より錢法改まりて、金一分となり候ひしかば、たちどころに金三分づゝをうしなひたる事にて候⁽¹⁴⁷⁾き。)此法を定められ候事、下の財を奪はるべき御ためにあらず候しかば、東国六十余年の錢法一旦に改まり候へども、一民も怨み憤り候ものもなく事定まり候⁽¹⁴⁸⁾き。元禄以来の銀法も、慶長の錢法を改められ候ごとくに候はず、天下の商賈、いかでか上と其利を競ひ争ふことは候べき。然らば、みづから其過を悔改るに及ばずして、尤^{とがめ}に倣ひ候ものどもを罪せらるべき御事、尤^{もつとも}以て不⁽¹⁴⁹⁾可^レ然^レ事に存じ候歟。(尤^{とがめ}に倣ふと申すは、人のわろき

(136) 然る可き。

(137) 冒頭で論じられた白石の価格論。

(138) 白石は、以上の価格論を、聖人すら覆せない「理」であるとしている。経済的な法則性の法則としての自立性を認めたものと言える。

(139) 商人は小人であるからという理由で、彼らの営利活動を認めている。

(140) 天文年間は、1532-1555年。

(141) 1550年。

(142) 鏝(びた)錢の略。質の悪い私鑄錢。

(143) 唐代、621年以降に鑄造された銅錢。

(144) 明の太祖の治下(1369-1398年)に鑄造された銅錢。

(145) 各地の商人が行き交うようになったので。

(146) 1606年。

(147) 1兩は4分。

(148) 民衆の利を奪う(出目を得る)ための改革でなければ、彼らは貨幣制度の改革を受け入れる。

事をとがめながら、我もまたわろき事をなし候を申し候。

一 或説に、今の新銀の惣場甚やすき事、⁽¹⁵⁰⁾ 眞實は其位のあしき故にはあらず、⁽¹⁵¹⁾ 其数多き故に候へば、其数の半を召上げられ候はゞ、其惣場平になり候べし。然れども、故なく其数の半を召上げらるべき事もかなふべからず。然らば、⁽¹⁵²⁾ 好銅を以て大錢を鑄出され候て、今の新銀に替られ候所の新銀をばことぐく皆吹つぶされ、銀と銅とを引わけられ、銀をば御蔵に収められ、銅をば大錢鑄出され候たすけともなされ可⁽¹⁵³⁾レ然御事に候由の事。

此説、京都にてすこしく学材候ものども申沙汰し候所と承及び候。大錢を鑄造らるべき料の銅の出来るべき法なども、異朝におおて行はれ候事共引あはせ候て、其説殊に長く候へども、まずその大略を本文にしるし候。某愚存の所を詳にしるし候はんも、又、事長く候へば、其大略をしるすべく候。当家天下をしろしめされ候より此かた、天下⁽¹⁵⁴⁾ 貨財の法、金銀錢の三品を兼用ひられ候事、すなはち、古の聖人、金銀銅を以て上中下の三幣となされ候遺法なるべく候。(我朝のむかしは、金銀をば宝として交易の事に用ひられず、稻と布と錢との三つを以て売買の利を通じ候き。異朝にても、

中古以来は、金を以ては交易の事には用ひず、銀と錢との二つを用ひ、⁽¹⁵⁵⁾ その後は銀と鈔と錢との三つを以て通行し候事、すでに六百年に及び候⁽¹⁵⁶⁾ 歟。) 其法は金を以て父とし、銀を以て母とし、錢を以て子とせられ、⁽¹⁵⁷⁾ 凡金一兩の価、銀にしては六十匁、錢にしては四貫文に⁽¹⁵⁸⁾ 直られ、財を用ゆる事の数すくなきときは錢を用ひ、錢の数多く重くして通行たやすからざるに至ては銀を用ひ、銀の数多く重くして通行たやすからざるに至ては金を用ひ、金銀銅の三つ、をのずから上中下の品相分れ候所に⁽¹⁵⁹⁾ したがひ、其多少輕重を平準し、⁽¹⁶⁰⁾ 彼通ぜざる所は、是を以て通じ、是通ぜざる所は、⁽¹⁶¹⁾ 彼を以て通じ、⁽¹⁶²⁾ たがひに其通行の壅滞⁽¹⁶³⁾ 滞る事なからんやうに、定め置かれ候き。(商賈の類、錢四貫文腰にしがたく候へば、銀百匁も懐にし、銀一貫目懐にしがたく候へば、金二十兩も三十兩も懐にしつべきは、多少輕重を以て平準の法をたてられ候故に、其通行の滞りなきいはれにて候。又、五畿七道の中、東国⁽¹⁶⁴⁾ にては金を用ひ、西国⁽¹⁶⁵⁾ にては銀を用ひ候。東国の中にては、奥州にては一分判をのみ用ひ候て、一兩判をば見知らぬものも候へば、まして銀などのことは沙汰にも及ばず候。錢は天下に通行し候へども、之も奥州にては、九十六文を以て百錢に

(149) 然る可からざる。

(150) 品位が低い。

(151) この叙述から、当時貨幣數量説的な貨幣論が、「学材」のあるものに普及していたことが分かる。

(152) 質の良い銅。

(153) 然る可き。

(154) 貨幣に関する法。

(155) 紙幣。

(156) 持ち運んで行く。

(157) 必要な金額に応じて、貨幣をうまく組み合わせて、數量・重量が過多にならないようにする。

(158) 東国の金遣い、西国の銀遣いの違いを言う。

用ひ候事をば知らず候。百文を以て百錢として通
じ行なひ候。⁽¹⁶¹⁾只今一統の天下に候だに、其地方に
よりておのく用ひ候所、同じからず候しかば、金
銀錢の三品を兼用ひられ候御事、誠に古今以来、
万国の間にことすぐれたる御家法とは申すべき御
事に候。⁽¹⁶²⁾然るに、元禄以来、金の品は、古金、元
禄金、今の新金、三つにわかれ、銀の品は、古銀、
元禄銀、宝永銀、中銀、三宝字銀、今の新銀、六つ
にわかれ、錢の品も、古錢、寛永錢、文字錢、大
錢、今の新錢、⁽¹⁶³⁾五つにわかれ候。但し、これはいや
しき貨に候故に、さして世の人異論もなく^(用ゆか)用。
むかしは金銀錢たゞ三品に定め候御事、当時には
金銀ばかりも九品に相わかれたち候へば、其惣場
定かね候て、天下の財用通じがたく候事は、其い
はれなき事にはあらず候。⁽¹⁶⁴⁾これらの所、よく聞
召しわかたるべき御事に候。)元禄以来、金銀の
法改り、天下財用通行し難く候事共、前に注し所
すでに詳に候へば、重ねて論ずるに及ばず。その

中、今の新銀造出し候に至て、銀の通行殊に^{ふきがり}壅⁽¹⁶⁵⁾
滞り候事、其謂ある事にて候。其故は、正徳元年
八月、今の新銀造出し候時、いかなる謂候ひし歟、
当地におゐて造出し候しばかりにては其数猶少
なく候故にて、京都におゐても造出させ候て、日夜
の催促しきりに候によりて、わづかに十三箇月の
間に、四十一万貫目の銀造出し候ほどの事に候ひ
しかば、銀座の輩も其功を費やし候に及ばず、多
くは丁銀をのみ造出し、⁽¹⁶⁷⁾たまく豆板の銀造出し候
はんとし候へ共、新銀の料、灰吹少なく銅多候へ
ば、銅ようやく^{とろけ}鑠候時には、灰吹すでに流れう
せ候て、ふたつの物融じ和せず候へば、傾出し候
て、⁽¹⁶⁹⁾ちいさき銀に造るべきやうもなく候き。(此
の事、某銀座のものにたづね問ひ候て、其説を承
り候き。)之によりて当時、世に通行し候所の丁銀
のみ多く候て、豆板の銀すくなく候につきて、豆
板の価高く候しかば、世の人買求候にも及ばず、
錢をのみ用ひ候事になり候ゆえに、錢の価も又高

(159) 陸奥の国の別名。

(160) 話としても知らない。

(161) 錢 96 文を 100 錢として扱う慣習があることを、陸奥では知らない。そこでは、錢 100 文をもって、100 錢としている。

(162) 金遣い圈と銀遣い圈からなる日本の統一政権として、金銀錢の 3 種を流通させるという法は、優れている。

(163) 金貨 3 種・銀貨 6 種と種類が多すぎて、貨幣の流通に支障をきたしている。

(164) 古錢は、慶長通宝 (1606 (慶長 11) 年頃発行)、元和通宝 (1617 (元和 3) 年発行) のことか。寛永通宝は、1636 (寛永 13) 年より発行。大錢は、当十錢の宝永通宝 (1708 (宝永 5) 年発行) のこと。「今の新錢」は大錢と同年、それに先立って発行された 1 文の宝永通宝。文字錢は裏面に「文」の字の入った寛永通宝。

(165) 1711 年。

(166) 江戸。銀座は江戸と京都におかれた。

(167) ナマコ型の銀貨。

(168) 豆板銀。丁銀の補助貨幣的役割を果たした。

(169) 銀と銅とがうまく融合しないので、炉を傾けて小さな豆板銀を造ることが出来ない。

からざる事を得ず候。彼の丁銀は価輕き物ども買
い求め候べき物にはあらず候へば、終に無用の物
となり候て、売出し候人のみ多く候て、買求候人
は少なく候によりて、其通行^{ふきがり} 滯り候て、つみ
には其価も下り候き。⁽¹⁷⁰⁾然れば、新銀に銅多く雜り
候て、其品下り候のみにあらず、豆板すくなくな
らざる事を得ず候事、これ又、其法を講究し、事の
精く詳らかならざるにより候歟。⁽¹⁷¹⁾(最初、金と銀と
錢との三つを兼行ふべしと定置れ候御事は、銀の
用は金と錢との間をあひ通じ候へば、其利は形ち
いさくして、輕きにある事にて候。たとへば、父
は外を治め、母は内を治め、子は父母の命をうけ
つかへ候ごとくに候処に、父も母も外の事を治め
候て、其子たるもの、専ら母にかはりて内を治め
候はんには、其家の事相乱れずしてかなふべから
ず候。これらの神慮をよくく相かんがへ候にも及
ばず、わずかなるその才をたのみ候て、事を行な
ひ候は、すなはち前に申す、小錢^(數カ)をはかり、死法
を守りたるあやまりと申すべく候か。)然るに、此
説のごとくに、大錢を鑄だされ今の新銀の数を減
ぜられ候とも、無用の新銀其数少々減じ候ばかり
にて、さして世のたすけともなるべからざる御事
に、多くの御費用あるべき事心得難く候歟。これ
一つ。或は銀五分に直り、或は銀一分に直り候大
錢を造出され候とも、其質もとより銅にては、上
は専ら銀を通行し国々の人これを見候事、今の新

銀を見候ごとくにもあるべからず候。⁽¹⁷³⁾これ二つ。
もし又、或は錢十文、或は二十文に直り候大錢を
造出され候て、其数すくなく候て多くの錢に直り
候とも、其質もとより銅にて候上は、其重き事は
銀よりは重かるべき事に候へば、其通行滯るとこ
ろあるべく候歟。これ三つ。たとひ又、其法宝永
の大錢に同じからず候とも、宝永の時、天下の人
怨み苦しみ候事は、前車の戒遠からず候へば、今、
又、其覆轍に隨^{したがわ}るべき御事にあらず候。これ四
つ。異朝におみて大錢を造られ候事も度々に及び
候しかども、其代の人皆々不⁽¹⁷⁶⁾レ可⁽¹⁷⁵⁾レ然事の由、申
し沙汰し候き。況^{いわん}や、当時におては尤^{もつとも}以て
不⁽¹⁷⁷⁾レ可⁽¹⁷⁷⁾レ然事に候上は、信用にたるべからざる説
に候。これ五つ。

一 或説に、今の新銀の害を除かるべき事は、
まづ宝鈔⁽¹⁷⁸⁾を造られ、今の新銀ことごとく皆引換ら
れ、金と鈔と錢とを以て雜用ゆべき由を仰出され、
次に新銀を鑄だされ候て、錢の数をも足され候は
ゞ、天下の財用とほしかるべからず。諸物の価も
をのずから平なるべし。次に天下の山くをたづね
求められば、今とても金銅を生じ出す所なき事も
あるべからず。其山々より出来る所を以て、金銀
を改造られ候はんには、十年のうちには元禄以前
天下に通行し候ほどの金銀の数は出来るべし。其
時に及びて改造られし金銀を以て、宝鈔の半に引
き換えられ、残る所の宝鈔をば、ことごとく皆焚棄

(170) 以上、貨幣の短期の価格が、需給関係によって決まることの好例である。

(171) 銀貨の製造の実際に関して、精しく研究しなかったことによるのである。

(172) 交換される。

(173) 今の新銀より下の評価を与えるであろう。

(174) 銅貨は、同額の銀貨より重い。

(175) 前車の覆るは後車の戒め。『漢書』にある言葉。

(176) 然る可からざる。

(177) 前注に同じ。

(178) 紙幣。

られ候はんには、誰かは異議を申すもの、候べき
歟。然らば、金銀の位も古のごとくになり返り、
諸物の価も平らかに、天下の財用滞る所有るべか
らず候。

此の説は、しかるべき人の中より、某に申送ら
れ候ところにて候。此説その大要を得たる事と存
じ候故に、其説の詳なる事を二たび三たび尋問候
へども、もとより外人は、元禄以来の金銀の数、
又一年の間に出来り候所の金銀の数等を、明らか
に知り得べき事にあらず候へば、その精しく密か
なる論は、いまだ到らざる所も候き。況や又、人
の才性その大なる所をよく得候て、その小なる所
を得ず候も、その小なる所をよく得候て、その大
なる所を得ず候も、よのつねの事に候て、よく大
によく小きなるは聖人の能事と承候へば、その大
要を得候事も末代にはありがたかるべく候。大工
の家を造り候を見候に、其棟梁と申すものは、木
づくりなど仕り得たるものはまれにて、番匠と申
すものは、多くはかねあひを存じ候はなく候。然
れども、其家を造出候事におゐては、棟梁ならで
は其功を成し候事かなひ難く候へば、たとひ、そ
の精く密かなる論はいまだ至らぬ所候とも、これ
らの説を得候事は、尤⁽¹⁸⁴⁾以て大幸の至りに候もの
歟。

右八条をしるし候事は、凡そ大事を議し候事は
難き事に候へども、大事を決し候に至りては猶難
くして、又難き事に候へば、古の人の申し候にも、
舎を道傍に作る時は三年迄に成らずと申事も候
き。(これは、道のほとりに家を作り候時は、往来
の人のとかくと評論し候につきて、家たつる人心
まどひし候て、其疑を決し難く候とのたとへにて
候。我国のたとへに、船頭多く候、船をば山にの
りのぼせ候と申すも、其義同じく候歟。)たとひ某
議し申す所、世に行なはるべき御事に候とも、も
し多くの人々にたづね問れ候はんには、必らず諸
説まちくにして、つゝに一定仕るべからず候。其
上狐裘⁽¹⁸⁷⁾を作るべき事を狐と議り候ひしかば、三
年迄に一裘⁽¹⁸⁸⁾を得ずと申す事も候へば、(これは狐
の皮にて裘⁽¹⁸⁹⁾を作るべき事を狐と相謀り候ひし
に、其狐多くの狐を引つれて他国ににげゆき候故
に、作り出す事ならざる由の義に候。)此等の御
沙汰候など、銀座両替の輩を始候て、商賈の類伝
承候はんには、必ず又、申し妨候事出来るべく候
歟。(先年、長崎の法の事を議申候ひし時の事、か
くのごとくに候き。)しかれども、羹⁽¹⁹⁰⁾に懲りて
膾⁽¹⁹¹⁾を吹くと申す事も候へば、(これはあつき汁に
て舌をやき候人は、ひや、かなる膾⁽¹⁹²⁾をも吹きさ
まし候事ある事也との義に候。)元禄以来金銀の

(179) 大筋で納得出来る見解である。

(180) 幕府で貨幣問題にかかわる者以外の者。

(181) 大局は把握出来るが、局部は把握出来ない才能の者や、局部は把握出来るが、大局は把握出来ない才能の者がいる。

(182) 原書では、この前に「その小なる所をよく得候て、その大なる所を得ず候も」が繰り返されている。

(183) 全体と局部の双方をよく把握出来るのは、聖人のなせることと言うから。

(184) 聖人の出現した時代から遠く隔たった現代。

(185) 大工。ここでは、実際の作業に携わらない「棟梁」のこと。

(186) 木組みのつりあい。

(187) 狐の皮ごろも。

事、たゞ一人⁽¹⁹⁰⁾に任せ置れ候て、わずかに十八年の間に六十州⁽¹⁹¹⁾の大害を引起し、千余年を経ずしては其害を除かれ難きなど申す事も出来候へば、某一人の議を御採用ひあるべき御事とも存ぜられず候。こゝ⁽¹⁹²⁾を以て、去年の冬、前御代仰せの旨を披露候より此かた、天下の人の申沙汰し候ほどの事どもを、此の書の始にあつめしるし候て、その申沙汰し候所の理に当り候歎否⁽¹⁹³⁾の事共、某が愚存の及候

などの所をば明かに弁じ候て、次に某が愚存の事共をあらはし候。彼是を御覧合され候はゞ、多くの人々に尋問れ候迄もなく、執政の御方⁽¹⁹⁴⁾御議定⁽¹⁹⁵⁾の上にて、其事は決すべき御事と、奉⁽¹⁹⁵⁾存候故にて候。

(経済学部教授)

(188) 昔、こうした御沙汰があった等と言って、銀座、両替の者を始めとして商人達は、言い伝えがあれば必ず妨げをなそうとするであろう。

(189) 後に「海舶互市新例」(1715(正徳5)年)となる法。

(190) 荻原重秀。

(191) 日本全国。

(192) 6代将軍・家宣。家宣の死は、1712(正徳2)年。

(193) この書において、様々の金・銀貨についての政策案を紹介し、それらへの私見も述べたので、その全体を合すれば、改めてそれらの案について問い合わせるには及ばない。

(194) 老中を始めとする人々。

(195) 存じ奉り。